

文教大学学術リポジトリ規程

(目的)

第1条 本規程は、文教大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の設置及び運用について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 文教大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動において作成された電子的形態の学術研究成果物及び教育成果物である学術情報資源を蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、学術研究及び教育の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的として、リポジトリを設置する。

(管理及び事務)

第3条 リポジトリの管理・運用は、文教大学付属図書館（以下、「図書館」という。）において行う。

(登録の対象となる学術情報資源の要件)

第4条 リポジトリに登録できる学術情報資源は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当するもの

- ア 学術論文（学術雑誌論文、紀要論文、プレプリント、学会発表論文等）
- イ 学位論文（博士論文、要旨集）
- ウ 教育資料（講義資料、講演資料、歴史的資料等）
- エ 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、COE・GP 報告書等）
- オ 学内部局・学会等が作成した研究記録等
- カ その他、図書館長が適当と認めたもの

(2) 主要な部分が本学の研究・教育活動により作成されていること

(3) 本学の教職員あるいは学生が作成に関与したもの

(4) 法令及び社会通念上問題のないもの

(5) 電子ファイルで作成され、ネットワークを使って配信できること

(登録権者)

第5条 リポジトリに学術情報資源に登録する権利を有する者（以下「登録権者」という。）は、学術情報資源の作成時点において次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

(1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生

(2) 前号を構成員に含む団体

(3) その他、図書館長が認めた者

(登録された学術情報資源の利用)

第6条 図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された学術情報資源を取り扱う。

- (1) 学術情報資源を複製し、リポジトリを構築するサーバへ格納する
- (2) ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する
- (3) 保存および利用のために必要な複製及び媒体変換を行う

2 図書館はリポジトリに登録された学術情報資源の利用については、以下の事を遵守する。

- (1) 前項に挙げた利用方法以外による利用は行わない
- (2) リポジトリの利用にあたり、著作権法が遵守されるべきことを周知する

3 リポジトリに登録された学術情報資源を利用しようとする者は、著作権法等の法令を遵守しなければならない。

(著作権に関する許諾)

第7条 登録権者は、リポジトリへの登録にあたり公開するために複製し、公衆送信を行うことについて、学術情報資源に関する全ての著作権者の許諾を得なければならない。

2 学術情報資源がリポジトリに登録された後も、著作権は本学には移転しない。

(登録申請)

第8条 第5条に定める登録権者のうち、リポジトリに学術情報資源を登録しようとする者(以下「登録申請者」という。)は、図書館長に登録申請書を提出しなければならない。

2 本学関係の紀要類の編集・発行者が包括的利用許諾を与える場合は、「文教大学学術リポジトリ学内紀要類包括登録申請書」を図書館長に提出する。これにより、特に、個々の論文等の著作者が登録を望まないことを表明した場合を除き、図書館は許諾条件の範囲内で個々の論文等の著作者から学術情報資源の利用許諾を得ることなく、第6条に掲げた利用ができるものとする。

(公開の一時停止)

第9条 図書館長は、法令上若しくは規程上又は社会通念上、公開することが適切でないと思われる合理的な理由がある場合、リポジトリに登録された学術情報資源の公開を一時的に停止することができる。

(削除)

第10条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された学術情報資源を削除することができる。

- (1) 登録権者から理由を付して削除の申請があった場合
- (2) 法令上若しくは規程上又は社会通念上、公開することが適切でないとして図書館長が判断した場合

(変更)

第11条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録権者の許諾を得ることなく学

術情報資源を変更することができる。

- (1) 技術的環境の変化により、ファイル形式や媒体などの変換が必要となった場合
- (2) 個人情報保護などの観点から、一部を非公開とすることが適当と判断した場合

(免責事項)

第12条 リポジトリに登録された学術情報資源の内容に関する責任は、当該登録権者又は著作権者がすべて負うものとする。また、リポジトリに登録された学術情報資源の公開あるいはその利用によって発生したいかなる損害・不利益についても図書館は一切責任を負わないものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。